

発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

- 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）
- 地方航空局組織規則の一部を改正する省令（国土交通一〇六）
- 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（同一〇七）

〔その他告示〕

- 令和七管理年度における特定水産資源（するめいか）の採捕の停止に関する件（同一六二六）

〔法規的告示〕

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁一三）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務二九）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同一六二三）

四

三

二

四

- 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法の一部を改正する件（同一六二四）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関する公示する件
- 既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（国土交通九八四、九八五）
- 高速自動車国道に関する件（農林水産・経済産業・環境六）

- 特定国外派遣組織を指定する件（総務三五四）
- 既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（同九八六）
- 既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（同九八六）
- 裁判所

〔公 告〕

諸事項

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係

会社その他

省令

○厚生労働省令第二百十号
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第四項第四号及び第五条第一項の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	（規約の承認の申請）
	第三条 （略）
	2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
	一～三 （略）
	四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類
五・六 （略）	五・六 （略）
3・4 （略）	3・4 （略）
（削る）	（削る）
3	3
	（規約の承認の申請）
	第三条 （略）
	2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
	一～三 （略）
	四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類
五・六 （略）	五・六 （略）
3・4 （略）	3・4 （略）
	（規約の承認の申請）
	第三条の二 簡易企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主が、法第三条第四項の申請をするときは、実施しようとする企業型年金が同条第五項に規定する要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。
2 法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。	2 法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。
第三条の二	第三条の二
（略）	（略）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第百六号

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

第三条の二
（略）

第三条の三

(略)

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	(封印)	改 正 前
2 ・ 3	<p>(封印の取付けは、自動車の後に取り付けた自動車登録番号標の左側の取付け箇所に行うものとする。)</p> <p>2 ・ 3 (略)</p> <p>(封印取付受託者の要件)</p> <p>第十三条 法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長から委託を受けようとする者にあつては、封印の取付けの業務の実施体制その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める要件に該当すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(標識)</p> <p>第十四条 法第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下「封印取付受託者」という。）が掲げる標識の様式は、第一号様式の三とする。</p> <p>(封印取付責任者)</p> <p>第十五条 封印取付受託者は、事業場ごとに、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため、封印取付責任者を選任しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(自動車登録番号及び車台番号の確認)</p> <p>第十五条の二 封印取付受託者は、当該自動車に取り付けられた自動車登録番号標に記載された自動車登録番号及び当該自動車の車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認した後でなければ、封印の取付けをしてはならない。</p>	<p>(封印の取りつけは、自動車の後に取りつけた自動車登録番号標の左側の取り付け箇所に行うものとする。)</p> <p>2 ・ 3 (略)</p> <p>(封印取付受託者の要件)</p> <p>第十三条 法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (新設)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(標識)</p> <p>第十四条 法第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下「封印取りつけ受託者」という。）が掲げる標識の様式は、第一号様式の三とする。</p> <p>(封印取りつけ責任者)</p> <p>第十五条 封印取りつけ受託者は、事業場ごとに、封印の取りつけ、保管及び出納に関する事項を処理させるため、封印取りつけ責任者を選任しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(自動車登録番号及び車台番号の確認)</p> <p>第十五条の二 封印取りつけ受託者は、当該自動車に取りつけられた自動車登録番号標に記載された自動車登録番号及び当該自動車の車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認した後でなければ、封印の取りつけをしてはならない。</p>

法規的告白

この省令は、公布の日から施行する。

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格により格付の表示が付された枠組壁工法構造用製材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、なお従前の例による。

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林
水産省のホームページに掲載する。

二 一
名称 日本酪農協同株式会社
住所 大阪府和泉市小田町一丁目八番一号

○ 総務省告示第三百五十四号
　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令
のとおり特定国外派遣組織を指定するの
令和七年十月三十一日
　名 称 令和七年度多国
二　國 外 派 遣 期 間 令和七年十一月
三　派 遣 人 数 (概数) 四十人程度
四　派 遣 地 域 イタリア共和国
　農 林 水 産 省 告 示 第 六 号
　環 境 省
　容器包装に係る分別収集及び再商品化
第四項の規定に基づき、同条第一項の認
る同条第二項の規定に基づき、次のとお
令和七年十月三十一日

総務大臣 林芳正
日本まで

当該認定を取り消した特定容器の種類		住所		素材		形状	
ガラス	プラスチック	ガラス	ガラス	無色	色	容量	重量
無色	白色	無色	無色	無色	色	容量	重量
一二二五ミリ リツトル	一	一八〇〇ミリ リツトル	九〇〇ミリ リツトル	一	一	一	一
グラム一	グラム五	グラム〇七 グ一三〇	グラム七 グ四〇七	グラム一 グ一八〇	グラム一 グ一八〇	グラム一 グ一八〇	グラム一 グ一八〇
料乳用酸菌飲	キの酸飲牛 ヤ瓶菌料乳 ツ用飲・ の料乳	用酸飲牛 菌料乳 飲・ 料乳	飲牛乳 料用	牛乳・ 乳	牛乳・ 乳	牛乳・ 乳	牛乳・ 乳
平成二十四年四月 環境省告示第一号	農林水産省告示第一号	平成二十一年五月 環境省告示第二号	平成二十一年五月 環境省告示第二号	平成九年八月 通商産業省告示第二号	厚生省告示第二号	平成九年八月 農林水産省告示第二号	平成九年八月 農林水産省告示第二号
図第五のとおり	図六のとおり	図五のとおり	図五のとおり	図第二十一のとおり	図第二十一のとおり	図第二十一のとおり	図第二十一のとおり

○国土交通省告示第九百八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高

速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は、令和七年十月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦

覧に供する。

令和七年十月三十一日

路線名 第一東海自動車道

道路の区域

区 間 後別変更前 敷地の幅員 延長 (メートル)

静岡市清水区蒲原中字東峰七〇六番から同市清水区蒲原中字 東峰七一〇番四まで

前 最大 (メートル) 六六
最小 (メートル) 七九
後 最大 (メートル) 六二
最小 (メートル) 七七

四二

○国土交通省告示第九百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高

速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は、令和七年十月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦

覧に供する。

令和七年十月三十一日

路線名 第一東海自動車道

道路の区域

区 間 後別変更前 敷地の幅員 延長 (メートル)

裾野市千福字平山耕地四一五番地内 前 最大 (メートル) 九三
最小 (メートル) 八一
後 最大 (メートル) 九三
最小 (メートル) 八一

二六

○国土交通省告示第九百八十六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百四号の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日 国土交通大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(二)～(八) (略)
(九) 既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 小見 康夫、吉田 正寿、山本 祐也、嶋田 浩二、中村 達人、泉 貴之、飯田 剛

(二)～(八) (略)
(九) 既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 小見 康夫、吉田 正寿、山本 祐也、嶋田 浩二、中村 達人、泉 貴之、鈴木 啓之

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。

衆議院

質問書提出

十月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

更生保護施設委託費減額に関する質問主意書
(藤原規真提出)

身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問主意書 (八幡愛提出)

高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問主意書 (八幡愛提出)

公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問主意書 (八幡愛提出)

介護支援専門員の更新制度及び待遇確保策に関する質問主意書 (大石あきこ提出)

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒处分行為情報及び報告徵求命令後の実効性等に関する質問主意書

十月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

令和七年度より開始した高等教育修学支援新制度 (多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等) に関する質問主意書

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒处分行為情報及び報告徵求命令後の実効性等に関する質問主意書

十月二十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

刑法の一部を改正する法律案 (神谷宗幣外三名発議)

東京地方裁判所事務局付を免ずる

最高裁判所事務局人事局付の兼務を免ずる

最高裁判所事務局人事局付の兼務を免ずる

最高裁判所事務局人事局付の兼務を免ずる

最高裁判所事務局人事局付を命ずる

国会事項

内閣

特命全権大使 同 森下敬一郎 同 新美 潤 同 藤山 美典

同 伊藤 恭子 同 羽鳥 隆 同 野口 修二

人事異動

勝亦 孝彦

同 山脇 良雄

同 野口 修二

皇室事項

御祝電

天皇陛下が、マウカト大統領アーヴィング・ジョンソン・マカリカ閣下の大統領就任に際し、十月十七日御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぶん糖類製造業最低賃金（令和6年北海道労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年10月31日

北海道労働局長 村松 達也

第4号中「1時間1,048円」を「1時間1,113円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第8号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年10月31日

大阪労働局長 高橋 秀誠

第2号中「、押し出しを含む」を「、押し出しを含む」に、「、補助的経済活動」を「、補助的経済活動」に改める。

第4号中「1時間993円」を「1時間1,180円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成26年大阪労働局最低賃金公示第5号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年10月31日

大阪労働局長 高橋 秀誠

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域 大阪府の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業に限る。）

(3) 業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業に限る。）

(4) 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

(5) 金属線製品製造業（ねじ類を除く）

(6) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業

(7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(8) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,197円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附 則

この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。

送致印

左記の旨譲り受け日本國に歸化の件が、
されや詰可む。

令和7年10月31日

送致大臣 平口 邦

住所 東京都港区

遅国維 昭和37年8月4日生

住所 東京都江東区

何雅麗 昭和57年11月1日生

住所 東京都渋谷区

ノブヨシ・フジサワ 昭和45年1月17日生

住所 横浜市中区

王宏明 昭和55年3月19日生

王維一 平成19年7月28日生

住所 東京都新宿区

朴雲石 昭和48年5月28日生

張海英 昭和49年3月16日生

朴清弘 平成16年12月9日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町

クレペル・オリベイラ・オキ 昭和55年10月14日生

アイカ・ヒラサワ・ミヤモト 平成19年7月1日生

住所 大阪市東成区

孟令輝 平成17年10月14日生

住所 兵庫県三木市

サミア・アルイマム 昭和54年1月28日生

ラニーム・バダウイ 平成16年3月21日生

ムハンマド・ヒシャム・バダウイ 平成18年1月1日生

タスニーム・バダウイ 平成21年1月9日生

ナガム・バダウイ 平成23年1月2日生

住所 東京都新宿区

許以緹 昭和49年9月11日生

鄭詠心 平成10年6月30日生

住所 京都市山科区

グエン・ミン・アン 平成元年4月1日生

住所 千葉県船橋市

嚴康俊 平成9年3月19日生

住所 東京都板橋区

セーラヘッティゲー・ディヌカ・ティラン
ガ・グナラトナ 平成4年11月19日生

住所 富山市
崔逸民 平成11年3月22日生

住所 浜松市中央区
ヘナト・シオキ・ナカオカ 昭和56年10月1日生

住所 静岡市駿河区
スバス・パウエル 平成元年9月5日生

サヤン・パウエル 令和5年1月1日生

住所 横浜市保土ヶ谷区
ウサイア・サンチエズ 令和5年10月18日生

住所 横浜市都筑区
テンナコーン・ナドゥン・ケーシャラ 平成15年4月10日生

住所 横浜市保土ヶ谷区
任文 昭和41年10月19日生

住所 横浜市旭区
ス・ミヤツ・チヨー 平成4年10月13日生

住所 横浜市中区
梁慶安 昭和20年10月12日生

住所 東京都江戸川区
陳芬 昭和26年5月3日生

住所 東京都江戸川区
李璐詩 平成9年7月13日生

住所 東京都町田市
ナディーム・アクタル 昭和46年8月27日生

住所 神奈川県中郡二宮町
クシュタ・ボグダン・タラソヴィチ 平成2年2月8日生

住所 東京都新宿区
林鈺真 平成4年6月12日生

住所 東京都荒川区
賴治貞 昭和43年8月10日生

住所 群馬県伊勢崎市
ワエル・アマラ 平成4年5月24日生

住所 東京都世田谷区
徐貴美 昭和47年9月11日生

住所 東京都中野区
ニラズ・バタライ 平成4年10月28日生

住所 東京都町田市
デビンドラ・アーチャーリグ・リヨン 令和4年8月29日生

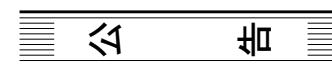
住所 東京都中野区
ナイン・アウン・ピヨー 平成4年7月25日生

住所 東京都江東区
朱聯馨 平成15年9月23日生

住所 東京都国分寺市
ゴバル・カンデル 昭和61年1月19日生

住所 東京都足立区
王熙紗 平成9年9月4日生
住所 島根県江津市
劉鑫 昭和62年11月1日生
住所 東京都豊島区
ヒララル・ブン・マガル 平成4年8月21日生
住所 東京都世田谷区
ジット・シング 昭和59年1月26日生
住所 栃木県宇都宮市
プラジョル・プラザバティ 平成6年4月18日生
住所 浜松市中央区
グエン・クオック・ミン 平成2年8月9日生
住所 浜松市浜名区
グエン・クオック・サン 平成6年6月10日生
住所 千葉県市原市
鄭英東 平成10年3月16日生
住所 京都市西京区
曹仁強 昭和62年11月1日生
姚冬超 平成2年10月7日生
住所 京都市左京区
ハフィッド・カーチ 昭和63年6月8日生
住所 三重県津市
ビヌ・スレスタ 平成4年7月11日生
リアン・スレスタ 令和5年2月3日生
住所 横浜市神奈川区
エムディ・イムダッド・ホサイン 平成3年1月1日生
住所 愛知県岡崎市
エリオ・ヨシト・アリマ 昭和42年6月19日生
住所 岐阜県土岐市
スザナ・ケイコ・アラシロ・アリマ 昭和41年12月31日生
ブルーナ・マリ・アリマ 平成元年7月3日生
カレン・ユリ・アリマ 平成2年9月21日生
住所 岐阜市
エムディ・モフィズル・イスラム 平成5年10月1日生
ジャンナトウル・フェルダウス・マンハ 令和5年8月29日生
住所 岐阜県土岐市
アンドレッサ・サユリ・オダ 平成12年3月12日生
住所 千葉県松戸市
宝迪其格 昭和46年10月28日生
涛拉固 平成15年6月10日生
阿日泰 平成20年1月18日生
住所 千葉県市川市
崔珍 平成9年8月3日生

住所 石川県小松市
ファビオ・スギモト 昭和55年12月14日生
住所 静岡県御殿場市
フルカン・ホセイン 平成7年1月11日生
住所 千葉県市川市
ダバナドゥラゲ・アシャーン・エランディカ・ガジャシリ 平成6年11月6日生
住所 福岡市東区
柳昌先 昭和42年11月25日生
金慶子 昭和46年12月9日生
住所 神戸市垂水区
柳成亘 平成14年8月30日生
李恩雅 平成2年2月28日生
林昭恵 令和4年1月3日生
林彻音 令和5年10月2日生
住所 千葉県我孫子市
ナウ・ジャクリン・ニュント 平成4年6月8日生
高凜那 令和5年2月13日生
住所 千葉県我孫子市
高栄人 令和6年9月6日生
住所 東京都墨田区
パトリシア・メイ・ルアンセ・ヘルムート 平成9年2月20日生



相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次とおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年（家）第9014号

秋田県鹿角市十和田末広字紀ノ国平33番地1
申立人 青山 岳志
本籍青森県南津軽郡大鰐町大字駒木字駒木平49番地、最後の住所秋田県大館市白沢字白沢851番地、死亡の場所秋田県大館市、死亡年月日令和6年9月30日、出生の場所秋田県北秋田郡花矢町、出生年月日昭和30年4月10日、職業無職
被相続人 亡 福士 正雄

秋田県大館市字部垂町37-2 沼田ビル102
相続財産清算人 弁護士 熊谷 克史
催告期間満了日 令和8年5月11日
秋田家庭裁判所大館支部
令和7年（家）第3075号
茨城県古河市本町1丁目2番1-2409号
申立人 新井 正覚
本籍茨城県古河市東山田2090番地1、最後の住所茨城県古河市東山田1815番地621、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和6年1月7日、出生の場所茨城県結城郡名崎村、出生年月日昭和26年6月24日、職業無職
被相続人 亡 初見 正夫
事務所茨城県下妻市砂沼新田20番地1 開友下妻ビル2階栗山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 栗山 学
催告期間満了日 令和8年5月18日
水戸家庭裁判所下妻支部
令和7年（家）第424号
埼玉県越谷市瓦曾根2丁目9番19号 スティツ新越谷506号
申立人 須賀 雄一
本籍埼玉県越谷市大字増森1235番地5、最後の住所埼玉県越谷市大字増森1235番地5、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所新潟県刈羽郡小国町、出生年月日昭和29年7月15日、職業無職
被相続人 亡 丸山 一義
埼玉県越谷市南越谷1丁目17番1号新越谷プラザ4階B号室 弁護士法人Bolero
相続財産清算人 福山 茂志
催告期間満了日 令和8年5月15日
さいたま家庭裁判所越谷支部
令和7年（家）第30122号
千葉市中央区富士見1丁目11番11号
申立人 株式会社京葉銀行
本籍千葉県佐倉市宮ノ台5丁目2番地10、最後の住所千葉県佐倉市宮ノ台5丁目2番10号、死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日令和6年6月4日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和26年5月18日、職業会社役員
被相続人 亡 川久保哲男
事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号 北野京葉ビル4階 せんのは法律事務所
相続財産清算人 弁護士 清水 佐和
催告期間満了日 令和8年6月8日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年（家）第30248号
千葉県我孫子市我孫子1858番地
申立人 我孫子市
本籍岩手県二戸市淨法寺町淨法寺14番地、最後の住所千葉県我孫子市中峰3057番地の16、死亡の場所千葉県我孫子市、死亡年月日令和5年8月22日頃、出生の場所岩手県二戸郡一戸町、出生年月日昭和25年10月18日、職業無職
被相続人 亡 小島加知良
事務所千葉県松戸市本町25-4 第二石井ビル302 みぎわ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 和田 曜斗
催告期間満了日 令和8年6月8日
千葉家庭裁判所松戸支部
令和7年（家）第7021号
東京都目黒区上目黒4丁目2番1-403号グランドパーク中目黒
申立人 石橋なおみ
本籍千葉県山武市蓮沼ハの2891番地、最後の住所千葉県山武市蓮沼ハの2891番地2、死亡の場所千葉県山武市、死亡年月日令和6年7月4日、出生の場所千葉県山武郡蓮沼村、出生年月日昭和23年12月20日、職業無職
被相続人 亡 石橋壽美枝
事務所千葉市中央区中央3丁目4番8号 コーノスピル3階 鈴木牧子法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大久保佳織
催告期間満了日 令和8年6月7日
千葉家庭裁判所八日市場支部
令和7年（家）第7034号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍千葉県山武郡横芝光町長倉1177番地、最後の住所千葉県山武市松尾町八田77番地6、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和6年2月4日、出生の場所千葉県山武郡成東町、出生年月日昭和31年9月5日、職業不明
被相続人 亡 斎藤 清
事務所千葉県匝瑳市八日市場イ83番地弁護士法人房總法律八日市場事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 幸也
催告期間満了日 令和8年6月3日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年（家）第7073号
東京都中央区八重洲2丁目10番17号
申立人 株式会社商工組合中央金庫
本籍千葉県銚子市東小川町2978番地、最後の住所千葉県銚子市東小川町2978番地、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日令和4年2月26日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日昭和8年12月12日、職業会社役員
被相続人 亡 德元 敏男
事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉3階 烏羽田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菱沼 秀樹
催告期間満了日 令和8年6月9日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年（家）第71314号
東京都世田谷区弦巻2-4-15
申立人 米本慎太郎 外1名
本籍東京都世田谷区深沢6丁目33番、最後の住所東京都千代田区富士見2丁目7番1-1004号、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日平成21年3月10日、出生の場所愛知県名古屋市昭和区、出生年月日昭和42年12月4日、職業無職
被相続人 亡 山田 俊一
事務所東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 片桐 大
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第71315号
京都府京都市左京区吉田中大路町5の2
申立人 伊從 勉
本籍東京都大田区蒲田5丁目5番地12、最後の住所東京都世田谷区豪徳寺1丁目55番28-202号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定令和6年11月26日、出生の場所シンガポール共和国、出生年月日昭和15年11月22日、職業不明
被相続人 亡 相良 邦夫
事務所東京都千代田区九段南4丁目6番1号 九段シルバーパレス902 蒼樹法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本 俊一
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第71617号
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 東京地方検察庁検察官
本籍東京都板橋区上板橋3丁目14番、最後の住所東京都板橋区上板橋3丁目14番12号フローハイム101、死亡の場所東京都板橋区、

死亡年月日令和5年10月19日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和23年9月16日、職業不詳
被相続人 亡 金子 進一
事務所東京都千代田区神田錦町2丁目1番8号竹橋ビル2階 みとしろ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山崎雄一郎
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第71761号
茨城県取手市東6丁目52番3号
申立人 瀧波ミサ子
本籍茨城県取手市東6丁目200番地、最後の住所東京都北区十条4丁目16番32号清水坂あじさい荘、死亡の場所東京都北区、死亡年月日平成21年3月10日、出生の場所東京府北豊島郡瀧野川町、出生年月日大正7年8月25日、職業無職
被相続人 亡 瀧波マサ子
事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤井 奏子（戸籍上の氏名小林奏子）
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第72160号
神奈川県横浜市港北区日吉1丁目6番26-307号
申立人 渡邊由紀子
本籍東京都世田谷区尾山台3丁目10番地2、最後の住所東京都世田谷区尾山台3丁目10番14号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定令和7年1月15日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和32年2月17日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 信彦
事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 阿南 剛
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第90689号
東京都町田市森野2丁目2番22号
申立人 町田市長 石阪 丈一
本籍東京都町田市玉川学園4丁目6番、最後の住所東京都町田市玉川学園4丁目6番17号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和5年4月17日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和28年12月14日、職業不明
被相続人 亡 深津 栄美

事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたくり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 天辰 悠
催告期間満了日 令和8年5月11日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第90707号
東京都町田市森野2丁目2番22号
申立人 町田市長 石阪 丈一
本籍東京都世田谷区奥沢6丁目181番地、最後の住所東京都町田市南大谷1426番地9ラフィーネ町田B-402、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和2年11月5日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和33年6月28日、職業不明
被相続人 亡 福島 輝久
事務所東京都中野区中央3丁目39番1号たんぽぽ館1F たんぽぽ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 元倉美智子
催告期間満了日 令和8年5月11日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第90730号
東京都八王子市大和田町6丁目1番12号
申立人 新カレッジタウン管理組合法人
本籍鳥取県鳥取市国府町高岡343番地、最後の住所東京都西東京市中町4丁目5番7号、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日平成18年2月26日、出生の場所鳥取県岩美郡宇倍野村、出生年月日昭和23年8月20日、職業不明
被相続人 亡 川上 雅邦
事務所東京都小金井市本町6丁目2番30号S O C O L A 武蔵小金井クロス3階弁護士法人ひまわりパートナーズ支所小金井ひまわり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 真野 文恵
催告期間満了日 令和8年5月11日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第90772号
東京都立川市泉町1156番地の9立川市役所
申立人 立川市
本籍東京都立川市曙町3丁目42番、最後の住所東京都立川市曙町3丁目42番4号、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和6年3月15日、出生の場所東京都立川市、出生年月日昭和26年8月24日、職業無職
被相続人 亡 大塚 富生
事務所東京都立川市曙町1丁目14番17号旗野ビル6階多摩あおば法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土橋 実
催告期間満了日 令和8年5月11日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第7162号
横浜市鶴見区矢向6丁目17番3号
申立人 伊豆 典子
本籍神奈川県川崎市川崎区浜町4丁目1番地、最後の住所川崎市川崎区浜町4丁目2番10号、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所神奈川県三浦郡浦賀町、出生年月日昭和9年1月25日、職業無職
被相続人 亡 江守千恵子
川崎市幸区幸町1丁目773番地ウエストコート202 松橋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松橋正太郎
催告期間満了日 令和8年5月18日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年（家）第3247号
神奈川県高座郡寒川町一之宮1丁目6番41号
申立人 株式会社THコーポレーション
本籍東京都目黒区鷺番3丁目67番地、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津3879番地の5、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和5年12月20日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和29年3月5日、職業無職
被相続人 亡 番場 恒雄
事務所神奈川県厚木市栄町1丁目16番12号リアライズ厚木ビル503号室 さかえ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 志保
催告期間満了日 令和8年5月28日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年（家）第15160号
新潟市中央区古町通七番町1010番地
申立人 新潟県信用保証協会
本籍新潟県新潟市北区松浜5丁目14番地93、最後の住所新潟市北区松浜5丁目14番地93、死亡の場所新潟市新潟市西区、死亡年月日令和6年12月26日、出生の場所新潟県中蒲原郡村松町、出生年月日昭和30年5月15日、職業会社役員
被相続人 亡 菅沼 三男
事務所新潟市中央区弁天3丁目1番15号トーカンマンション第3万代301号 野口法律事務所
相続財産清算人 弁護士 野口 祐郁
催告期間満了日 令和8年5月10日
新潟家庭裁判所

令和7年（家）第15173号
新潟市中央区西堀通五番町855番地1
申立人 新潟信用金庫
本籍新潟県新潟市東区秋葉1丁目4番、最後の住所新潟市東区秋葉1丁目4番8号、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年4月22日、出生の場所新潟県東蒲原郡津川町、出生年月日昭和28年12月2日、職業個人事業主
被相続人 亡 波田野幸一
事務所新潟市中央区東堀前通1番町343番地 東堀ビル401号 川端大輔法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川端 大輔
催告期間満了日 令和8年5月15日
新潟家庭裁判所

令和7年（家）第15178号
新潟市中央区西堀通五番町855番地1
申立人 新潟信用金庫
本籍新潟県新潟市西区松海が丘2丁目3番、最後の住所新潟市西区松海が丘2丁目3番11号、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日令和7年3月21日、出生の場所新潟県中蒲原郡五泉町、出生年月日昭和27年7月26日、職業無職
被相続人 亡 大竹 二郎
事務所新潟市中央区東堀前通一番町343番地 東堀ビル401号 川端大輔法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川端 大輔
催告期間満了日 令和8年5月11日
新潟家庭裁判所

令和7年（家）第207号
富山県黒部市三日市3301番地
申立人 亡吉岡信二手続承継人 吉岡 海
本籍富山県黒部市中新403番地3、最後の住所富山県黒部市中新403番地3 中新市営住宅3号棟101号、死亡の場所富山県黒部市、死亡年月日令和5年2月14日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和21年3月7日、職業無職
被相続人 亡 小川 和男
富山県黒部市三日市3786番地1
相続財産清算人 内島 雄司
催告期間満了日 令和8年5月14日
富山家庭裁判所魚津支部

令和7年（家）第285号
東京都千代田区大手町1丁目9番4号
申立人 株式会社日本政策金融公庫
本籍富山県魚津市大字大海寺新村2770番地3、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所富山県魚津市、死亡年月日令和4年4月22日、出生の場所富山県下新川郡魚津町、出生年月日昭和24年7月30日、職業会社役員
被相続人 亡 米田 務
富山県魚津市下村木町3990番地3 にいかわ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 美谷 拓也
催告期間満了日 令和8年5月14日
富山家庭裁判所魚津支部

令和7年（家）第2608号
富山県富山市上飯野新町3丁目232番地1
申立人 摺崎 初
本籍富山県射水市黒河3846番地、最後の住所富山県射水市黒河3846番地、死亡の場所富山県射水市、死亡年月日令和5年12月9日、出生の場所富山県射水郡小杉町、出生年月日昭和23年10月11日、職業不明
被相続人 亡 福田 一雄
事務所富山県高岡市中川上町10-14ソーラービル4階 川原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川原 拓也
催告期間満了日 令和8年5月15日
富山家庭裁判所高岡支部

令和7年（家）第10092号
東京都港区南青山4丁目1番6号
申立人 株式会社ジェネル
本籍石川県河北郡金津谷村字上田名赤32番地、最後の住所不明、死亡の場所北海道札幌市、死亡年月日昭和33年12月6日、出生の場所不明、出生年月日明治14年11月13日、職業不明
被相続人 亡 山崎かすい
事務所金沢市兼六元町9-40 弁護士法人金沢合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 德田 隆裕
催告期間満了日 令和8年5月22日
金沢家庭裁判所

令和7年（家）第515号
岐阜県揖斐郡揖斐川町房島堤塘無番地
申立人 所 正行

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町房島堤塘無番地、最後の住所岐阜県各務原市那加桐野町2丁目79番地、死亡の場所岐阜県各務原市、死亡年月日令和7年3月20日、出生の場所岐阜県揖斐郡揖斐川町、出生年月日大正14年10月20日、職業無職
被相続人 亡 所 武
事務所岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪2169番地1
相続財産清算人 司法書士 高橋 孝直
催告期間満了日 令和8年5月11日
岐阜家庭裁判所

令和7年（家）第1630号
島根県出雲市斐川町上直江3038番地
申立人 三原由美子
本籍島根県出雲市吉志町866番地、最後の住所島根県出雲市斐川町上直江3038番地、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日令和7年1月29日、出生の場所島根県出雲市、出生年月日昭和39年1月31日、職業会社役員
被相続人 亡 三原 良樹
島根県松江市片原町100番地弁護士高野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高野陽太郎
催告期間満了日 令和8年5月7日
松江家庭裁判所出雲支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第2142号
愛知県豊橋市白河町61番地 ターミナルプラザ801号 弁護士法人足立法律事務所
申立人 足立陽一郎
本籍愛知県豊川市御油町橋際12番地2、最後の住所愛知県豊川市御油町橋際12番地の2、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日平成26年11月29日、出生の場所東京都北豊島郡王子町、出生年月日大正15年10月27日、職業無職
被相続人 亡 河合キヨエ
催告期間満了日 令和8年5月11日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年（家）第2143号
愛知県豊橋市白河町61番地 ターミナルプラザ801号 弁護士法人足立法律事務所
申立人 足立陽一郎

本籍愛知県豊川市蔵子5丁目2番地5、最後の住所愛知県豊川市蔵子5丁目2番地5、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日令和3年7月4日、出生の場所愛知県豊川市、出生年月日昭和30年4月4日、職業無職
被相続人 亡 島村 敏行
催告期間満了日 令和8年5月11日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年（家）第2151号
愛知県蒲郡市旭町10番19号 スペースワイズビル2階C号室 加藤法律事務所
申立人 加藤 雄
本籍愛知県蒲郡市神明町374番地1、最後の住所愛知県蒲郡市中央本町23番4号、死亡の場所愛知県蒲郡市、死亡年月日平成27年10月27日、出生の場所愛知県蒲郡市、出生年月日昭和41年3月2日、職業不明
被相続人 亡 雉本 弥生
催告期間満了日 令和8年5月11日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年（ヘ）第3号
東京都小平市天神町1丁目2番24号
申立人 T o m o H o m e 株式会社
代表者代表取締役 ホアンドウッククン
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月14日
令和7年10月15日 大宮簡易裁判所
(別紙) 目録

小切手(線引) 1通
小切手番号 TK188739
金額 1,031,645円
支払人 株式会社三井住友銀行桶川支店
支払地 埼玉県さいたま市大宮区
振出日 令和7年5月22日
振出地 東京都武蔵野市
振出人 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第1604号

北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5番70-101号
申立人 岸部 サチ
本籍北海道札幌市白石区本通9丁目南3番、最後の住所北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5番70-101号
不在者 岸部 博之
昭和45年6月1日生
届出期間満了日 令和8年2月16日
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第130号

静岡県静岡市駿河区大谷3443番地の5
申立人 赤堀 百世
本籍静岡県静岡市駿河区大谷3443番地5、最後の住所静岡県静岡市駿河区大谷3443番地の5
不在者 赤堀やす子
昭和25年9月21日生
届出期間満了日 令和8年2月16日
静岡家庭裁判所

令和7年（家）第1750号

北海道札幌市北区新琴似十条7丁目1-15
申立人 林 茂
本籍北海道空知郡奈井江町字奈井江725番地、最後の住所横浜市中区石川町3丁目123番地
不在者 林 信幸
昭和25年9月20日生
届出期間満了日 令和8年2月10日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第132号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字沙弥田22番地の94
申立人 鬼頭 公子
本籍愛知県知多郡東浦町大字緒川字沙弥田22番地94、最後の住所タイ王国
不在者 鬼頭 研二
昭和47年6月28日生
届出期間満了日 令和8年2月16日
名古屋家庭裁判所半田支部

失踪宣告

令和6年（家）第6024号

本籍沖縄県沖縄市室川2丁目16番、最後の住所東京都渋谷区恵比寿南1丁目4番15号
不在者 大城 正雄
昭和24年11月7日生
令和7年10月15日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第578号

本籍沖縄県国頭郡本部町字瀬底522番地、最後の住所不詳
不在者 知念 稔
昭和24年11月7日生
令和7年10月15日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年（家）第2475号

本籍名古屋市千種区萱場2丁目1202番地2、最後の住所アメリカ合衆国 ミズーリ州 セントロパート ホールマークレーン15860 (15860 Hallmark Ln. Saint Robert, MO)
不在者 吉野富二江
昭和4年2月5日生
令和7年10月15日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第191号

本籍長崎県壱岐市勝本町本宮西触884番地、最後の住所名古屋市北区如意5丁目10番地池の堤莊301
不在者 畑元喜代武
昭和26年3月10日生
令和7年10月15日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2号

本籍沖縄県国頭郡今帰仁村字与那嶺41番地、最後の住所沖縄県国頭郡今帰仁村字与那嶺41番地
不在者 内間 信子
昭和15年4月5日生
令和7年10月15日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

令和7年（家）第119号

本籍静岡県浜松市中央区西島町598番地6、最後の住所静岡県浜松市中央区西島町598番地の6
不在者 香川 有代
昭和24年2月7日生
令和7年10月11日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

令和6年（家）第436号

本籍岡山県総社市上林706番地、最後の住所大阪府貝塚市澤16番地1マスターズエル二色の浜803号
不在者 水田 幸男
昭和55年6月17日生
令和7年10月15日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所岸和田支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（ヘ）第2号

新潟県南魚沼市欠之上175番地2
申立人 有限会社関越燃料
代表者代表取締役 鈴木 仁
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月1日
令和7年10月9日 大宮簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 NH19952
金額 464,772円
支払期日 令和7年5月31日
支払地 埼玉県桶川市
支払場所 株式会社東和銀行桶川支店
振出日 令和7年1月31日
振出地 埼玉県桶川市
振出人 ダイトゴム株式会社 代表取締役 向井 純一
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年（ヘ）第3号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

京都府舞鶴市字泉源寺1401番地55
申立人 小谷 友子
権利の届出の終期 令和7年9月26日
令和7年9月30日 舞鶴簡易裁判所

（別紙）目録

- (1) 土地 舞鶴市宇浜小字浜197番
宅地 89.25平方メートル
- (2) 登記年月日番号 京都地方方法務局舞鶴支局明治33年11月27日受付第1087号
- (3) 登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 明治33年5月29日設定
目的 工作物及び竹木所有
存続期間 明治33年5月29日より50年
地代 1坪1年玄米1升 但し4升まで増加することを得
支払期 每年12月25日
地上権者 福岡県門司市西本町8番屋敷
秋田鍼三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第76号

島根県大田市温泉津町小浜イ13番地
債務者 有限会社都野印刷所
仮取締役 多田多恵子
1 決定年月日時 令和7年10月22日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐々木翔平
4 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年（フ）第295号

佐賀市駅前中央2丁目1-1
債務者 株式会社KMTec
代表者代表取締役 久米 祐介
1 決定年月日時 令和7年10月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鬼塚 拓也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後1時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第121号 鹿児島県姶良市加治木町木田2344番地4 債務者 株式会社樹楽 代表者代表取締役 柳木 春幸 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎 翔太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時35分 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第16号 大阪府南河内郡太子町山田2944-8 債務者 株式会社敢南工業 代表者代表取締役 南 克典 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺田 明弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前10時30分 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第4602号 大阪府東大阪市小若江3丁目3番1号 債務者 株式会社関西電工 代表者代表取締役 大住 貴子 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 尚巧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎 翔太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時35分 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第990号 広島市中区袋町6番42号深井ビル5階 債務者 株式会社イザワ 代表者代表取締役 井澤 順彦 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤木 秀行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分 奈良地方裁判所五條支部
令和7年(フ)第4604号 大阪府東大阪市小若江3丁目3番1号 債務者 株式会社デンコープラス 代表者代表取締役 大西 峰子 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 尚巧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月22日午後1時30分 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綾喜 秀光 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後1時30分 岐阜地方裁判所大垣支部分	令和7年(フ)第144号 岐阜県大垣市昼飯町15番地 債務者 河合クローム工業株式会社 代表者代表取締役 河合 弘 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時45分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第4604号 大阪府東大阪市小若江3丁目3番1号 債務者 株式会社デンコープラス 代表者代表取締役 大西 峰子 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 尚巧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月22日午後1時30分 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 貴大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時30分 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第272号 大阪市淀川区西中島5丁目1番8-511号 債務者 株式会社WWing 代表者代表取締役 大羽 昇 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡瀬 直哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時20分 神戸地方裁判所社支部分
令和7年(フ)第944号 広島市安佐南区高取南2丁目4番22号 債務者 株式会社ユニゾン 代表者代表取締役 宮川 忠由 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須田 博正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後2時30分 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本間 春代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時20分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1994号 横浜市鶴見区豊岡町13番22号 債務者 有限会社森の介護屋さん 代表者代表取締役 吉成千佐子 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 浩志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時10分 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第944号 広島市安佐南区高取南2丁目4番22号 債務者 株式会社ユニゾン 代表者代表取締役 宮川 忠由 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須田 博正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後2時30分 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川津 優一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第438号 大分市中央町2丁目8番11号 債務者 いちまるプラス有限会社 代表者取締役 一丸 公子 1 決定年月日時 令和7年10月21日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下村 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後2時 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第988号 広島市西区打越町12番16号 債務者 フジ機設株式会社 代表者代表取締役 井澤 順彦	1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水口 純次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時30分 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1631号 北海道石狩市花川北5条1丁目76番地 債務者 カーオート聖翔合同会社 代表者代表社員 大久保聖也 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北原 緒生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時 新潟地方裁判所長岡支部分
令和7年(フ)第988号 広島市西区打越町12番16号 債務者 フジ機設株式会社 代表者代表取締役 井澤 順彦	1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺田 明弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前10時30分 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第139号 沖縄県那覇市港町2丁目1番6号 債務者 株式会社WithLife OKINA WA 代表者代表取締役 北原 緒生

令和7年(フ)第437号

鹿児島市郡元2丁目12番3号

債務者 株式会社住協

代表者代表取締役 上玉利栄徳

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場美紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前11時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第1726号

さいたま市岩槻区大字小溝921番地76

債務者 株式会社塗り家

代表者代表取締役 藤掛 幸太

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小沢 剛司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時40分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第40号

京都府京丹後市弥栄町溝谷3688番地

債務者 上田建設株式会社

代表者代表取締役 上田 勝利

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富永 明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後1時30分

京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第551号

埼玉県八潮市大曾根1382番地1

債務者 株式会社フルパック

代表者代表取締役 勝又 隆弘

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 昌央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前11時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第5017号

大阪市住吉区大領5丁目9番11号

債務者 株式会社アステック

代表者代表取締役 矢野 仁志

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤田 温香

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第502号

兵庫県尼崎市下坂部4丁目1番15号シャルム山科302号

債務者 雅企画合同会社

代表者代表社員 坂本 真弓

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 綾野 高謙

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時15分

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第259号

福井市松本4丁目12番14号

債務者 株式会社PANTE S 365 Japan

代表者代表取締役 今井 薫

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 野坂 佳生

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時20分

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第548号

愛知県西尾市道光寺町郷中76番地

債務者 有限会社ワイエス道光寺地所

代表者代表取締役 鈴木 勝

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 井上 和香

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時30分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第908号

広島市西区草津東2丁目10番5号

債務者 株式会社オタサービス

代表者代表取締役 大田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大本 卓志

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第909号

広島市西区草津東2丁目10番5号

債務者 株式会社H・N・S

代表者代表取締役 大田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大本 卓志

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第218号

北海道釧路市新橋大通5丁目1番12号

債務者 株式会社蔵舎

代表者代表取締役 米原 健秀

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小西 憲臣

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

愛知県知多市大草字西畠62番地の6

債務者 株式会社R i c e C a k e

代表者代表取締役 林 孝亮

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大口 悠輔

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後1時30分

岐阜地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第339号

岐阜市城田寺鎌磨2988番地の1

債務者 美濃瓦協業組合

代表者代表理事 河口 泰基

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小島 浩一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時10分

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第193号

長野市信州新町日原東1722番地

債務者 株式会社吉田工業

代表者代表取締役 窪田 幸彦

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 増井 俊泰

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後3時30分

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第662号

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生570番地1

債務者 医療法人社団かはら会

代表者理事長 尾形 雅子

- 1 決定年月日時 令和7年10月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中山 耕平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後3時30分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第621号

埼玉県八潮市大字浮塚534番地

債務者 エム・マック株式会社

代表者代表取締役 金子 恭幸

- 1 決定年月日時 令和7年10月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中澤 伸浩

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前11時30分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1204号 宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字神明172番地 債務者 株式会社コムロ 代表者代表取締役 小室 孝悦 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北爪 賀章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後1時40分 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第4586号 大阪市東住吉区鷹合1丁目17番23号、商業登記簿上の本店所在地和歌山市島崎町5丁目1番地13 債務者 株式会社たどん 代表者代表取締役 笹次 涼 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岸 正芳 大阪地方裁判所第6民事部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	1 決定年月日時 令和7年10月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒瀬 裕司 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和7年(フ)第153号 福島県いわき市泉町下川字谷地川140番地の8 債務者 渡邊 満正 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長山 敏之 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福島地方裁判所いわき支部 令和7年(フ)第1558号 千葉市中央区白旗1丁目4番5棟305号 債務者 長尾 淳一 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 基子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1594号 千葉県八千代市緑が丘1丁目3番地1 カムザ・スクエア八千代緑が丘タワーズ306号 債務者 柴田 哲也 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 樋口 貴之 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 青森地方裁判所弘前支部 令和7年(フ)第467号 愛知県豊田市聖心町1-7-3 アリビオ聖心3416、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡宮代町字西原366番地23 債務者 長田 正樹	令和7年(フ)第2497号 愛知県長久手市岩作下島69番地2 債務者 今井 正 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱 尚行 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1619号 千葉県市川市市川1丁目26番6-1003号 (パークホームズ市川真間) 債務者 志田 洋二 1 決定年月日時 令和7年10月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1637号 千葉県市原市国本182番地の1 債務者 積田 尚子(旧姓大曾根) 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊川 秀明 4 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1666号 千葉県市原市皆吉901番地 債務者 佐久間由和 1 決定年月日時 令和7年10月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩橋 一登 4 破産債権の届出期間 令和7年11月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1596号 千葉県船橋市海神3丁目26番8-107号 債務者 武石 雅子 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤なつき 4 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
---	---	--

令和7年(フ)第1727号

千葉県香取市釜塚155番地1
債務者 香取 一也

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平澤 梨奈
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1575号

千葉県市川市本北方3丁目24番17号
債務者 山岸久美子

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永濱 迅人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1620号

千葉市若葉区坂月町323番地52
債務者 佐賀 夏海(旧姓川島)

- 1 決定年月日時 令和7年10月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 達矢
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2453号

横浜市鶴見区駒岡5丁目18番22-405号
債務者 岩崎 剛宏

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 智
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第55号

岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第9地割78番地16
債務者 山田 和広

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齊藤 拓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月27日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第2537号

横浜市神奈川区高島台1番地10 第二小町苑213号
債務者 深田 祐

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 康広
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1536号

東京都府中市片町2丁目23番地の20ニューリヴェール101
債務者 金城 学

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三木 昭子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1816号

東京都東久留米市南町3丁目1番36号
債務者 佐久間安子

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1600号

東京都国立市青柳3丁目6番地の1第12新英マンション305
債務者 吉田 俊美

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1601号

埼玉県川口市大字差間296番地の4 クローカス武番館101号、旧住所さいたま市緑区大字大門424番地5
債務者 佐橋栄太郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 貝賀 雄太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月19日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第165号

北海道広尾郡大樹町仲通27番地
債務者 中村 充宏

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 尊仁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで
釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第1814号

東京都町田市三輪町380番地1 サンアベニュー金子112
債務者 渡部 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本山 正人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月15日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1600号

東京都国立市青柳3丁目6番地の1第12新英マンション305
債務者 吉田 俊美

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳原 桑子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月20日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1810号

東京都国立市富士見台2丁目16番地の6ラ・トゥール国立502
債務者 坪山 隆史

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 光明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第188号

静岡県富士市中里338番地の1 ルミエール中里103号
債務者 阿部 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加茂 聰子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日午前11時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結**令和6年(フ)第730号**

栃木県下都賀郡壬生町本丸1丁目3番9-5号 Rapport B103、前住所栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち1丁目5番6号
破産者 西村 壮

- 1 決定年月日 令和7年10月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第411号 宮城県塩竈市新浜町3丁目23番5号 破産者 株式会社栄進フーズ 1 決定年月日 令和7年10月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和7年(フ)第1275号 東京都渋谷区南平台町16-29 グリーン南平台ビル2階、商業登記簿上の本店所在地岩手県九戸郡洋野町種市第42地割147番地 破産者 みちのくエコランドマネジメント株式会社 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	破産手続終結及び免責許可決定
令和7年(フ)第537号 千葉県白井市河原子250番6 破産者 有限会社サムテック 1 決定年月日 令和7年10月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和5年(フ)第2499号 愛知県半田市庚申町1丁目31番地 破産者 株式会社f a b r i c d g 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和7年(フ)第200号 川崎市高津区新作4丁目21番15-104号 ノアール武蔵新城、開始決定時の住所相模原市中央区淵野辺3丁目7番14号 グランドヒルズ淵野辺II 301 破産者 湯本 礼 1 決定年月日 令和7年10月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。
令和7年(フ)第580号 千葉県白井市池の上3丁目4番13号 破産者 亡前田秀昭相続財産 1 決定年月日 令和7年10月20日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第2813号 横浜市中区西之谷町94番地7 破産者 株式会社あさお不動産 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第2813号 横浜市中区西之谷町94番地7 破産者 株式会社あさお不動産 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第18号 千葉市花見川区花見川2番15棟205号、開始決定時の住所千葉県印旛郡酒々井町東酒々井6丁目6番(10棟202号) 破産者 渡邊 陽子 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第2025号 名古屋市北区清水3丁目7番8号 破産者 亡松川好子こと 韓明洙相続財産 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第1703号 札幌市西区山の手1条8丁目4番20-202号 破産者 敷原 京司 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。
令和7年(フ)第27号 鹿児島県曾於郡大崎町永吉237番地 破産者 後藤漬物株式会社 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第44号 三重県名張市希央台4番町91番地1、住民票上の住所三重県名張市桜ヶ丘3088番地46 破産者 森脇 和徳 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第1703号 札幌市西区山の手1条8丁目4番20-202号 破産者 敷原 京司 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。
令和6年(フ)第13号 秋田県大仙市大曲上大町4番28号 破産者 有限会社池田珍味店 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和5年(フ)第545号 京都市中京区西ノ京東中合町56 破産者 株式会社B T X 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第667号 埼玉県所沢市大字山口1684番地の3 ラ・ファミールC-201 破産者 山畠 左月 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。
令和7年(フ)第73号 千葉県富里市日吉倉3番地6(平成第一ビル306号) 破産者 小松 治彦	1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第107号 宮崎県日向市江良町3丁目121番地10 破産者 有限会社村山商事 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和7年(フ)第19号 埼玉県日高市大字原宿79番地12 サンハイムA101号 破産者 宮崎 正章 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。
		令和6年(フ)第107号 秋田地方裁判所大曲支部 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和7年(フ)第19号 埼玉県日高市大字原宿79番地12 サンハイムA101号 破産者 宮崎 正章 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。
		令和7年(フ)第107号 秋田地方裁判所大曲支部 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和7年(フ)第19号 埼玉県日高市大字原宿79番地12 サンハイムA101号 破産者 宮崎 正章 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。
		令和7年(フ)第107号 宮崎地方裁判所延岡支部 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。	令和7年(フ)第19号 埼玉県日高市大字原宿79番地12 サンハイムA101号 破産者 宮崎 正章 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。
		令和7年(フ)第107号 宮崎地方裁判所延岡支部 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。	令和7年(フ)第19号 埼玉県日高市大字原宿79番地12 サンハイムA101号 破産者 宮崎 正章 1 決定年月日 令和7年10月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。

令和7年(フ)第173号

埼玉県坂戸市本町7番6号 グランシャトレビ坂戸サンシェール501号室、前住所埼玉県坂戸市日の出町5番24-510号 レーベンリヴァーレ坂戸リツ

破産者 金子 剛也

1 決定年月日 令和7年10月22日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第2633号

愛知県春日井市弥生町1丁目85番地2 メゾンブランシュ201号、開始決定時の住民票上の住所愛知県豊田市和会町山神東分25番地1

破産者 加藤 久直

1 決定年月日 令和7年10月22日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第158号

名古屋市熱田区桜田町3番10号 服部コーポ306号

破産者 久田 直人

1 決定年月日 令和7年10月22日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第11号

福岡県柳川市大和町中島421番地1 サニープレイスA203号、開始決定時の住所福岡県柳川市佃町115番地7

破産者 今福 靖一

1 決定年月日 令和7年10月22日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第10号

鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665-1 県営向里団地3棟402号、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬真名津町1番47号

破産者 米田ひろみ

1 決定年月日 令和7年10月22日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和6年(フ)第3号

秋田県仙北市西木町桧木内字長戸呂22番地

破産者 園部 敬史

1 決定年月日 令和7年10月23日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第128号

相模原市緑区西橋本2丁目11番17号 サンラ

イト西橋本503号

破産者 三島 紀夫

1 決定年月日 令和7年10月23日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第171号

富山県高岡市五十里西町113番地

破産者 中尾 雅和

1 決定年月日 令和7年10月23日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和5年(フ)第547号

大阪府高槻市別所中の町4番1-1001号

破産者 橋本 昌彦

1 決定年月日 令和7年10月23日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第108号

宮崎県日向市江良町3丁目57番地

破産者 村山 光志

1 決定年月日 令和7年10月22日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第112号

岐阜県加茂郡白川町切井1199番地の2

破産者 丸美建設工業株式会社

1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで

2 一般調査期日 令和7年12月23日午前11時

令和7年10月3日 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第496号

堺市西区鳳中町10丁13番地15アベニール羽衣206号

破産者 株式会社WILL HAWK

1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで

2 一般調査期日 令和8年1月20日午前10時

令和7年10月22日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第3421号

大阪市東成区大今里3丁目8番30号、前住所大阪市東成区大今里1丁目28番19号

破産者 中田 耕二

1 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで

2 一般調査期日 令和8年1月26日午後1時30分

令和7年10月22日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第43号

山口市大内御堀3837番地53

破産者 田村 圭

1 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで

2 一般調査期日 令和8年1月23日午前11時30分

令和7年10月21日

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第84号

福島市飯坂町字西堀切13番地

破産者 有限会社旅館翠月

1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで

2 一般調査期日 令和8年1月28日午前10時

令和7年10月22日 福島地方裁判所

令和7年(フ)第299号

岐阜県各務原市鵜沼古市場町4丁目31番地1

(クレスト21南館 205)、前住所岐阜県各務原市鵜沼東町5丁目98番地

破産者 渡邊 直樹

1 破産債権の届出期間 令和7年12月3日まで

2 一般調査期日 令和7年12月5日午前10時20分

令和7年10月22日 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1548号

大阪市浪速区桜川4丁目10番2号

破産者 杉本自動車株式会社

1 破産債権の届出期間 令和7年12月3日まで

2 一般調査期日 令和8年1月29日午後3時

令和7年10月22日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1549号

大阪府豊中市東豊中町5丁目2番125-402

号、開始決定時大阪府豊中市新千里西町2丁目21番21-1112号

破産者 杉本 武司

1 破産債権の届出期間 令和7年12月3日まで

2 一般調査期日 令和8年1月29日午後3時

令和7年10月22日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1号

沖縄県那覇市壺川3丁目4番地24 COZY壺川403

破産者 高橋 貴子

1 破産債権の届出期間 令和7年12月3日まで

2 一般調査期日 令和8年1月29日午前11時

令和7年10月22日 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第219号

香川県高松市一宮町1860番地の12

破産者 株式会社ゴールド工芸製作所

1 破産債権の届出期間 令和7年12月4日まで

2 一般調査期日 令和8年2月18日午後4時

令和7年10月23日 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第3039号
大阪市旭区高殿2丁目9番11-303号
破産者 福本 幸一
1 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで
2 一般調査期日 令和8年1月26日午後2時10分
令和7年10月23日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第346号
岡山市北区青江4丁目12番24号
破産者 株式会社ビィ
1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
2 一般調査期日 令和8年1月21日午前11時
令和7年10月22日
岡山地方裁判所第3民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第299号
宮崎市大字小松224番地1
破産者 黒木 信二
異議申述期間 令和7年12月4日まで
令和7年10月23日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第82号
千葉県富里市七栄646番地782（メゾンドール102）
破産者 椎名 嘉治
異議申述期間 令和7年12月12日まで
令和7年10月17日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1308号
千葉県市川市大野町4丁目2820番地14（ドリームシャトー市川大野101号）
破産者 中嶋 啓太
異議申述期間 令和7年12月15日まで
令和7年10月21日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1043号
千葉県八千代市八千代台東3丁目16番6号
長谷川コーポB
破産者 金井 大起
異議申述期間 令和7年12月16日まで
令和7年10月21日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第242号
千葉県佐倉市井野994番地48
破産者 グローバル・ペイントこと 小山 宏幸
異議申述期間 令和7年12月16日まで
令和7年10月21日 千葉地方裁判所佐倉支部
**免責許可申立てに関する意見
申述期間**

令和6年(フ)第2142号
東京都多摩市鶴牧1丁目25番地の2 ヴィークステージ多摩センター307
破産者 中尾 隆子
免責意見申述期間 令和7年12月12日まで
令和7年10月23日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第104号
(本店所在地) 和歌山市中649-3-611
清算株式会社 伸宏商事株式会社
代表清算人 吉田 伸彦
1 決定年月日 令和7年10月20日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第5号
宮崎県都城市安久町4742番地1
清算株式会社 サングリーンジャパン株式会社
代表清算人 谷口 智子
1 決定年月日 令和7年10月20日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第1003号
北海道江別市江別太373番地
清算株式会社 株式会社農業生産法人やまのり
代表清算人 富永 政博
1 決定年月日 令和7年10月20日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 通則
1 弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで

別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

2 端数の処理
権利の変更の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権

1 弁済
清算株式会社は、協定債権者に対して、弁済を行わない。ただし、本協定の認可決定確定後に、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の債権額に応じて按分して弁済する。

2 債務免除等
清算株式会社は、協定債権全額について、本協定認可決定確定時にその債務の免除を受ける。
また、清算株式会社が、債務免除の効力発生後に上記1ただし書の規定により弁済を行う場合は、各弁済の限度で、当該債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。

3 協定債権以外の債権の弁済
清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は隨時に弁済する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第14号
徳島県徳島市津田海岸町5番43号
清算株式会社 株式会社ケイエス
代表清算人 北内 啓夫
1 決定年月日 令和7年10月20日
2 主文 次の協定を認可する。
協定
株式会社ケイエスと各協定債権者は、株式会社ケイエスに対する債権につき、以下のとおり協定する。
1 各協定債権者は、本件認可決定の確定時に各協定債権の債権（本件特別清算決定日の前後を問わず一切の利息債権、遅延損害金等付随する債権を含む。）を全額免除する。

2 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第1項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

徳島地方裁判所民事部

更生計画認可

令和7年(ミ)第1号
名古屋市北区中切町1丁目84番地
更生会社 愛知電熱株式会社
1 決定年月日 令和7年10月6日
2 主文 本件更生計画を認可する。
3 理由の要旨 管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4 更生計画の要旨
凡例
本更生計画案において、以下に掲げる用語は、それぞれ以下の意義を有する。
用語：意義
本更生計画：認可決定後の本更生計画案
本更生計画案提出日：本更生計画案の提出期限である2025年8月21日
本更生計画認可決定：本更生計画の認可決定
本更生計画認可決定日：本更生計画の認可決定がなされた日
更生手続開始決定日：2025年3月21日
管財人：更生会社の管財人である青木良成
更生会社：愛知電熱株式会社
本事業：更生会社の食品・製菓機械の製造及び販売並びに食品・製菓機械のメンテナンス事業
ウエスト：株式会社ウエスト
本スポンサー：株式会社アイチ
Y.C. LOG：本スポンサーの100%子会社であるY.C. LOG株式会社

コスモバイタル：更生会社の100%親会社である株式会社コスモバイタル
本事業譲渡契約：更生会社と本スポンサーとの間の2025年3月18日付事業譲渡契約
本事業譲渡：本事業譲渡契約に基づく2025年4月30日付で実行された事業譲渡
更生債権等：更生会社に係る更生担保権及び更生債権
第1章 更生計画立案までの経緯（省略）
第2章 更生計画の基本方針と骨子（省略）
第3章 更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法等
第1節 更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第1 預金債権に係る更生担保権
1 確定更生担保権
確定した更生担保権のうち預金債権債権に係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表7「更生担保権（預金債権）弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：8名
総債権額：1,392,600円
2 権利の変更及び弁済方法
別表7「更生担保権（預金債権）弁済計画表」において、確定更生担保権額のうち、更生手続開始後の利息及び遅延損害金は、本更生計画認可決定日に、全額免除を受ける。
管財人は、前記1記載の確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定確定日から1か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、後記第5章第1節による預金債権債権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。
第2 リースに係る更生担保権
1 確定更生担保権
確定した更生担保権のうち、リースに係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表8「更生担保権（リース）弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：2名
総債権額：4,445,230円

2 更生計画認可決定確定前の処分
前記1の更生担保権について、管財人は、更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、当該更生担保権を被担保債権とする担保権を抹消した上で当該更生担保権に係るリース物件を売却し、その売却代金から売却にあたり必要な費用等を控除した額を限度として確定更生担保権額に満つる額まで、当該更生担保権者のために預金債権債権を設定することができる。
3 権利の変更及び弁済方法
管財人は、確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定確定日から1か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。
第3 条件付更生担保権
1 確定更生担保権
確定した更生担保権のうち、条件付更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表9「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：1名
総債権額：6,842,000円
2 更生計画認可決定確定前の処分
前記1の更生担保権について、前記第2の2の規定を適用する。
3 権利の変更及び弁済方法
(1) 停止条件が成就した場合
管財人は、別表9「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、同別表記載の確定した更生担

保権額の全額を、当該条件成就の日又は本更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から1か月以内で管財人の指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、条件付更生担保権が預金債権債権である場合には、後記第5章第1節による預金債権債権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てができる。

(2) 停止条件が成就しない場合

管財人は、本更生計画認可決定確定日までに前記に従って売却が完了した更生担保権については、当該預金債権債権額を、本更生計画認可決定確定日から1か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、後記第5章第1節による預金債権債権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てができる。

第2節 優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第1 確定優先的更生債権（公租公課）

確定優先的更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおりである。

債権者数：1名

総債権額：6,892,083円及び額未定

第2 権利の変更及び納付方法

1 延滞金の免除

別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の優先的更生債権のうち、更生手続開始決定日から1年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、当該更生計画認可決定日）までの延滞金及び本更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金については、徵収権者の意見を聴いた上で、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

2 納付方法

前記1による免除後の公租公課に係る優先的更生債権については、本更生計画認可決定確定日から1か月以内に、納付する。

第3節 一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第1 確定一般更生債権（後記第2乃至第4を除く。）

1 確定一般更生債権

確定一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表11「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

債権者数：82名

総債権額：880,218,655円及び額未定

2 権利の変更及び弁済方法

(1) 更生手続開始決定後の利息の請求権等

前記1の確定一般更生債権のうち更生手続開始決定後の利息及び遅延損害金の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、本更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

(2) 元本等

ア 権利の変更

前記1の確定一般更生債権のうち確定した更生債権の元本等について、債権者毎に以下のとおり権利の変更を行う。

区分：債権額：権利変更の内容（弁済率）

1：10万円以下の部分：全額弁済

2：10万円を超える部分：9.7%に相当する額

なお、別表4「清算貸借対照表（開始決定日）」のとおり、更生会社の清算配当率は0%であるところ、上表のとおり、一般更生債権に対する本更生計画における弁済率は、当該清算配当率を上回るものである。

イ 元本等の免除

元本等については、本更生計画認可決定日に、別表11「一般更生債権弁済計画表」記載の「免除額」欄記載の金額について免除を受ける。ただし、後記ウ②の追加弁済を行う場合には、当初の免除については、追加弁済の範囲内において遡及的にその効力を失う。

ウ 弁済方法

- ① 基本弁済
前記イによる免除後の残額について、本更生計画認可決定確定日から1か月以内に管財人が指定する日に、一括弁済する。
- ② 追加弁済
前記①の基本弁済の後、換価未了の残余財産の処分等による換価が終了したことその他の理由により余剰金が発生し、当該余剰金から共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除し、なお残額が存する場合、当該残額を弁済原資とし、元本等から10万円を控除した金額の割合に応じて各一般更生債権者に按分して弁済する。
なお、追加弁済は、2025年12月頃までを目処に実施する予定であり、追加弁済を行うことができない場合には、各一般更生債権者に対して通知を行う。

第2 条件付一般更生債権

- 1 条件付一般更生債権
条件付一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：1名
総債権額：3,004,416円

2 権利の変更及び弁済方法

- (1) 権利の変更
別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定日のいずれか遅い日に、前記第1の2(2)アを適用して権利の変更を受ける。なお、本更生計画認可決定日から1か月以内に同別表記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就しない場合、かかる停止条件が成就しなかった更生債権は消滅する。

- (2) 元本等の免除
元本等については、別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、当該停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定日のいずれか遅い日に、同別表記載の「免除額」欄記載の金額について免除を受ける。ただし、後記(3)の追加弁済を行う場合には、当初の免除については、追加弁済の範囲内において遡及的にその効力を失う。
- (3) 弁済方法等
別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、前記(2)による免除後の残額について、当該停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から1か月以内に管財人が指定する日に基本弁済として一括弁済する。なお、追加弁済については、前記第1の2(2)ウを適用する。

第3 約定劣後更生債権

- 1 約定劣後更生債権
約定劣後更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表13「約定劣後更生債権一覧表」記載のとおりである。
債権者数：1名
総債権額：50,070,410円及び額未定

2 権利の変更

前記1の約定劣後更生債権は、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

第4 本スponサー及びY.C. L O G の一般更生債権の劣後化

- 1 本スponサー及びY.C. L O G の一般更生債権
本スponサーは、債権額155,041,150円の一般更生債権を、Y.C. L O Gは、債権額14,024,208円の一般更生債権を有しており、詳細は、別表14「一般更生債権弁済計画表（本スponサー及びY.C. L O G）」記載のとおりである。

2 権利の変更

前記1の本スponサー及びY.C. L O Gの有する一般更生債権は、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

第4節 権利の変更及び弁済等に関するその他の事項

第1 弁済・納付の場所

- 1 弁済・納付の場所
本更生計画による弁済は、弁済時ににおける当該弁済に係る債務者である更生会社の本店所在地において行う。
ただし、債権者が金融機関の口座への振込を求める場合には、その指定に従い、振込費用は弁済を行う更生会社の負担とする。また、公租公課の納付は、徵収権者の指定する方法及び場所において行う。

更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。

2 金融機関休業日の取扱い

弁済日が、金融機関の休業日である場合には、翌金融機関営業日に弁済する。

第2 取下げ又は放棄がなされた債権の取扱い

本更生計画認可決定日までの間に更生担保権又は更生債権の一部の取下げ又は放棄がなされたとき、更生債権等の権利の変更及び弁済については、取下げ又は放棄がなされた更生債権等の残額を基準として行う。

第3 債権譲渡等の取扱い

- 1 更生手続開始決定日以降、本更生計画認可決定日までに更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合

更生債権等の権利の変更及び弁済については、当該更生債権等の譲渡又は移転（本第3において、以下「譲渡等」という。）がなされる前の債権額を基準として行う。ただし、更生債権等の一部の譲渡等がなされたときにおける更生債権等の弁済については、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権額を基準としてなされた権利変更後の更生債権等に係る弁済を、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権者と後の債権者の有する債権額に按分して行うものとし、端数処理は後記第4に従うものとする。

2 本更生計画認可決定日後に更生債権等の譲渡等がなされた場合

更生債権等の弁済については、譲渡等の対象である権利変更後の更生債権等の内容に応じて行う。

第4 端数処理

本更生計画に基づく弁済額の1円未満の端数は、これを切り上げる。

第5 充當順序

更生債権者等が本更生計画による弁済を受ける更生債権等に、元本に加え、利息又は損害金（約定損害金を含む。以下本第5において同じ。）が含まれる場合には、当該更生債権等に対する弁済の充当は、別に定めのない限り、元本、利息、損害金の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生時期の古いものから順次充当する。

第6 反対債権がある場合の処理

管財人は、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するにあたり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受動債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第7 損害金等

本更生計画の定めによる弁済には利息、損害金等を付さない。

第8 更生債権者等を確知できない場合

管財人は、本更生計画に基づく弁済をすべき更生債権者等を確知できない場合、当該更生債権者等を確知できたときに弁済するか、又は、弁済供託を行ふことで免責されるものとする。この場合、管財人は、当該更生債権者を確知するまでの間の利息、損害金等の支払いを要しない。

第4章 未確定更生債権等に対する措置

本更生計画案提出日において、会社更生法第151条第1項本文に規定する異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないものはない。

第5章 担保権等の措置

第1節 存続する担保権

別表15「存続する担保権一覧表（預金債権質権）」記載の各預金に設定された担保権は、本更生計画認可決定後も、「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権額を変更した上で存続する。

当該担保権は、管財人が第3章第1節第1の2の定めに基づく弁済の実施日を定めた場合、かかる実施日に消滅する。

第2節 存続しない担保権

更生会社の財産上に存する更生債権等を被担保債権とする担保権で、前記第1節において存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権は、本更生計画認可決定日に全て消滅する。存続しない担保権がある場合、当該担保権に係る担保権者は、本更生計画認可決定後直ちに、当該担保権の抹消に必要な手続及びこれに必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。

第6章 弁済資金の調達方法等

第1節 弁済資金の調達方法

更生債権等の弁済資金は、主として、本スponサーから受領した本事業譲渡の対価及び換価対象資産の換価額等をもってこれに充てる。

第2節 予想超過収益金の使途

更生手続の終結までに、本更生計画における予想を超過する収益金が生じた場合、当該収益金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除し、余剰金が存する場合、当該余剰金の金額を弁済原資として、各一般更生債権に対して、第3章第3節第1の2(2)ウ及び第2の2(3)の規定に従い、追加弁済を行う。

第7章 共益債権・少額債権等の弁済

第1節 共益債権の弁済

第1 支払済共益債権

管財人が更生手続開始申立日の翌日である2025年3月19日から2025年6月30日までに支払った共益債権の額は、別表16「共益債権支払実績及び未払高表」記載のとおりである。

第2 未払共益債権

更生会社の2025年6月30日現在の未払共益債権の額は、別表16「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。

第3 弁済方法

共益債権については、隨時弁済する。

第2節 少額債権等の弁済

管財人が会社更生法第47条第5項前段の規定により裁判所の許可を得て支払った少額債権等は、別表17「弁済した更生債権等一覧表」記載のとおりである。

第8章 更生会社の措置

第1節 株主の権利変更

更生会社は、以下のとおり、その発行済株式の全てを無償で取得した上で、全て消却する。

取得する株式の種類及び数：普通株式36,500株

上記株式を取得する日：後記第2節の募集株式に係る払込みが行われた日
上記株式を消却する日：上記により株式を取得した日

第2節 募集株式の発行等

更生会社は、次のとおり募集株式を引き受けける者の募集を行う。会社法第199条2項に規定する募集事項は、次のとおりとする。

募集株式の種類：普通株式

募集株式の数：1株

募集株式の払込金額：1株1円

募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日：更生計画認可決定日

増加する資本金に関する事項：増加する資本金：1円

募集株式の割当を引き受けける者：管財人 青木 良成

第3節 定款の変更

更生会社の定款を、別表18「定款新旧対照表」のとおり変更する。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。

第4節 役員の選任、更生会社の解散等

第1 役員の選任等

更生会社の従前の役員は、更生計画認可決定の時に全て退任する。その上で、管財人である青木良成を取締役に選任する。

第2 解散等

1 更生会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て定めた日に解散し、清算株式会社となる。

2 清算人の選任

更生会社において、管財人である青木良成を清算人に選任する。

3 清算人の任期等

清算人の任期は、更生会社について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。

管財人は、必要があるときはいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を増員、解任又は補充することができる。増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。

第5節 清算業務

解散した更生会社の管財人は、本更生計画に基づいて、清算人として、更生会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、その他本更生計画の遂行並びに更生会社の清算に必要な業務を行う。

第9章 爭いの落着しない権利に関する措置

管財人は、更生手続の終結までは、更生会社における争いの落着しない権利についての訴訟又は調停等を遂行し、これらについて和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行う。

第10章 その他必要的記載事項

会社更生法第167条第1項第6号及び第7号に該当する事項はない。

別表1乃至18（省略）

東京地方裁判所民事第20部

更生計画案議決権行使方法等

令和6年（ミ）第13号

鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号
更生会社 株式会社エヌシーガイドショップ

1 議決権行使の方法

書面投票による行使

2 投票期間

令和7年10月20日から令和7年11月28日まで

3 決議の組分け

更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

4 議決権不統一行使の通知期限

令和7年11月14日

令和7年10月20日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続き開始

令和7年（再イ）第61号

栃木県河内郡上三川町大字上三川4622番地3
再生債務者 田中 佳祐

1 決定年月日時 令和7年10月20日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年11月10日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年（再イ）第63号

栃木県宇都宮市宝木町2丁目1077番地36
再生債務者 村松 孝太

1 決定年月日時 令和7年10月20日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年11月10日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年（再イ）第72号

栃木県鹿沼市西茂呂2丁目16番地25
再生債務者 岩崎 大輔

1 決定年月日時 令和7年10月20日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年11月10日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年（再イ）第50号 埼玉県越谷市南町3丁目4番24号 フェリー チエカーサ201 再生債務者 大濱 広樹 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月4日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第218号 札幌市手稻区前田1条9丁目5番4号 ユアーズII-101号 再生債務者 早坂 康助 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで 津地方裁判所四日市支部
令和7年（再イ）第86号 埼玉県所沢市東所沢2丁目49番地の36 再生債務者 坂下 拓巳 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月1日まで さいたま地方裁判所川越支部	千葉県浦安市堀江2丁目7番17-211号 A QUA 再生債務者 中島 優子 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第15号 北海道小樽市緑1丁目23番19号 ベルデローマ 再生債務者 齊藤 英子 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第56号 兵庫県尼崎市立花町2丁目10番10号 再生債務者 東平 孝成 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部	千葉市稻毛区小仲台6丁目29番26-103号 再生債務者 三橋 智聰 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第18号 青森県つがる市稲垣町下繁田磯繁50番地1 再生債務者 長尾 豪人 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年（再イ）第58号 兵庫県西宮市天道町11番12-201号 再生債務者 船引 裕太 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部	千葉県印西市草深2483番地12 再生債務者 田中 良 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（再イ）第10号 北海道小樽市緑1丁目23番19号 ベルデローマ 再生債務者 齊藤 英子 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第52号 愛知県犬山市大字羽黒字成海郷7番地4 シャルム白鳳II101 再生債務者 中久保 隆 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第57号 愛知県犬山市大字羽黒字成海郷7番地4 シャルム白鳳II101 再生債務者 中久保 隆 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第47号 神奈川県小田原市成田692番地の2 再生債務者 田畠 宏章 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第73号 栃木県さくら市大中270番地3 再生債務者 白江 貞巳	名古屋地方裁判所一宮支部 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年11月26日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第327号 東京都大田区萩中1-7-20-733 再生債務者 寺崎みゆき 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月8日まで 岡山地方裁判所津山支部
		令和7年（再イ）第397号 東京都江戸川区本一色1-12-1-421 再生債務者 中野 智 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月23日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第426号
神奈川県鎌倉市小袋谷2-14-17-701
再生債務者 野中 史郎
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第458号
東京都大田区大森北4-22-14
再生債務者 曲渕 有哉
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第113号
神戸市兵庫区上沢通8丁目1番16-202号
再生債務者 吉本 康稔
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月9日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第114号
神戸市須磨区千歳町4丁目3番34-104号
再生債務者 花岡 隆幸
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月9日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第83号
岡山市北区尾上593番地4
再生債務者 杉田 大
1 決定年月日時 令和7年10月22日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月8日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第39号
北海道旭川市緑町16丁目3007番地の39
再生債務者 青木 孝志
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第446号
東京都調布市深大寺東町1-2-6 ヴァン
ヴェール深大寺Ⅱ202
再生債務者 保谷 誠
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第473号
千葉県松戸市六高台7-5-104
再生債務者 荒井 大樹
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第478号
東京都江東区南砂5-7-7
再生債務者 畑上 陵太
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第409号
東京都世田谷区上馬1-34-2-205
再生債務者 有馬 壱政
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第10号
新潟県三条市曲渕3丁目23番12-4号
再生債務者 本田 至

令和7年(再イ)第22号
静岡県御殿場市神山1925番地の1789
再生債務者 大庭 真弓
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(再イ)第7号
京都府福知山市字畠中2220番地の6
再生債務者 広瀬 哲也
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月8日まで
京都地方裁判所福知山支部個人再生係

令和7年(再イ)第385号
大阪府枚方市渚西2丁目4番9号
再生債務者 小林 健次
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月24日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第408号
大阪府池田市緑丘1丁目3番2-205号
再生債務者 古久保友基
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第416号 大阪府箕面市粟生間谷東2丁目24番5—205号 再生債務者 若松 崇志 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで 青森地方裁判所弘前支部	令和7年（再イ）第6号 東京都東村山市久米川町3丁目28番地4ローレルコート東村山303 再生債務者 井上 智行 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月12日まで 福井地方裁判所
令和7年（再イ）第120号 神戸市須磨区中落合2丁目3番2—1002号 再生債務者 大畠 慶幸 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年10月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第80号 新潟市西区五十嵐3の町西6番43号 再生債務者 吉田 純子 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月25日まで 福井地方裁判所
令和7年（再イ）第96号 広島市安佐北区口田南1丁目20番5号 再生債務者 長谷 守 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月25日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第62号 群馬県渋川市半田2177番地6 再生債務者 斎藤 忠 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月25日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第15号 沖縄県沖縄市古謝3丁目28番8号 ウィングシャトー古謝メダリヤ504号 再生債務者 首里美紗貴 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第34号 三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目7番12号 再生債務者 安村美保子 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月11日まで 津地方裁判所
令和7年（再イ）第112号 東京都立川市錦町1丁目22番4号 再生債務者 水野 修 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月12日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月12日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第37号 宮崎市大字本郷北方3459番地29 再生債務者 清水 哲也 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月11日まで 津地方裁判所
令和7年（再イ）第2号 青森県弘前市大字早稲田3丁目8番地4 再生債務者 外川 墓子	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第43号 福井県吉田郡永平寺町松岡吉野堺第46号8番地12 再生債務者 伊東 義之 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再口）第3号

栃木県佐野市富士見町8番2号

再生債務者 矢島 政仁

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月10日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（再口）第10036号

東京都足立区保塚町17-13-102

再生債務者 高橋 謙

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第4号

青森県弘前市大字城東5丁目21番地5

再生債務者 松岡恵久子

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和7年（再口）第3号

三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目7番12号

再生債務者 安村 強

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月11日まで

津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再口）第10020号

東京都中野区中野3-27-15-304

再生債務者 仲山 忍

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月3日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月7日まで
令和7年10月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第1号

秋田県横手市赤坂字甚吉森63番地16

再生債務者 赤川 貴

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月23日 秋田地方裁判所横手支部

令和7年（再口）第1号

北海道旭川市神楽岡12条5丁目2番1号

再生債務者 重延 誠

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月8日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月23日 旭川地方裁判所民事部

令和7年（再口）第5号

京都市山科区四ノ宮神田町36番地3 ハーモニーテラス四ノ宮神田町101

再生債務者 小西 英司

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月25日まで
令和7年10月23日

京都地方裁判所第5民事部再生係
給与所得者等再生による再生
計画認可

令和7年（再口）第5号

大阪府東大阪市西堤1丁目2番12号

再生債務者 安井 勝也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月22日

大阪地方裁判所第6民事部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第20号

横浜市中区本町6丁目50番地の10

申立人 横浜市

別紙物件目録記載1及び3の土地につき
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都世田ヶ谷区北沢3丁目920番地

所有者 森下 茂平

別紙物件目録記載2の土地につき

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都港区芝平町1番地

所有者 森下 茂平

届出期間満了日 令和7年12月22日

令和7年10月20日

横浜地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 横浜市中区竹之丸

地番 75番4

地目 山林

地積 49平方メートル

2 所在 横浜市中区竹之丸

地番 76番6

地目 宅地

地積 1.65平方メートル

3 所在 横浜市中区竹之丸

地番 76番9

地目 宅地

地積 19.83平方メートル

令和7年（チ）第6号

三重県津市広明町13番地

申立人 三重県知事 一見 勝之

最後の住所 三重県津市美杉町太郎生3976番地

(不動産登記記録上の住所) 一志郡美杉村太郎生3976番地

共有者 小竹 良次

最後の住所 三重県津市美杉町太郎生3976番地
(不動産登記記録上の住所) 一志郡美杉村太郎生3976番地

共有者 小竹 恒代

最後の住所 三重県津市美杉町太郎生3976番地
(不動産登記記録上の住所) 津市江戸橋三丁目62番地

共有者 小竹 明美

届出期間満了日 令和7年12月15日
令和7年10月20日 津地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 津市美杉町太郎生字登り

地番 3976番

地目 宅地

地積 564.74平方メートル

共有者 小竹 良次持分 3分の1

共有者 小竹 恒代持分 3分の1

共有者 小竹 明美持分 3分の1

令和7年（チ）第3号

三重県伊賀市緑ヶ丘南町3866番地の23

申立人 中浦順一郎

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 上野市長田2468番地

所有者 稲森みさを

届出期間満了日 令和7年11月28日

令和7年10月17日 津地方裁判所伊賀支部
(別紙) 物件目録

1 所在 伊賀市長田字十王下

地番 2369番

地目 畑

地積 87平方メートル

2 所在 伊賀市長田字十王下

地番 2466番

地目 宅地

地積 52平方メートル

3 所在 伊賀市長田字平垣内

地番 2470番

地目 畑

地積 148平方メートル

4 所在 伊賀市長田字平垣内

地番 2622番1

地目 畑

地積 112平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管

理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることになります。

令和7年(チ)第31号
石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1
申立人 宝達志水町長 高下 栄次
住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県羽咋郡宝達志水町二口
は11番地1
所有者 亡守田範夫相続財産
届出期間満了日 令和7年12月20日
令和7年10月20日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録
所在 大阪市淀川区東三国4丁目22番地18
家屋番号 22番4の2
種類 居宅・店舗
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 36.42平方メートル
2階 33.69平方メートル

合併の公示

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表

は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いており

おります。

令和7年10月31日
大阪府東大阪市六方寺町2丁目7番18号
申立人 大橋 一夫
住所・居所 不明
(最後の住所) 大阪市西成区松原通一丁目29
番地 (大阪市西成区岸里東一丁目27番3号)
所有者 生田一三

届出期間満了日 令和7年12月12日
令和7年10月17日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 大阪市西成区岸里東一丁目 27番地61
家屋番号 27番61
種類 居宅

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和7年(チ)第52号
大阪市淀川区東三国6-22-8-201

なあ、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
済。

(N) 揭載官報
掲載の日付 令和7年七月九日
掲載頁 七十七頁 (号外第一五七号)

令和七年十月三十一日
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
(甲) 株式会社ゼイセ・エル・スティム
代表取締役 吉田 雄一

令和7年10月20日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 大阪市淀川区東三国4丁目22番地18
家屋番号 22番4の2
種類 居宅・店舗
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 36.42平方メートル
2階 33.69平方メートル

愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
(N) 株式会社フランク・システムズ
代表取締役 浮田 真一

左記連合会は、令和七年十月二十八日、甲は
経営委員会を、乙は臨時総会をそれぞれ開催
し、両連合会は令和八年四月一日をもつて合併
をし、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙
は解散することを決議しましたので、この決議に
異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算
して一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両連合会の最終貸借対照表は、甲、乙を
れぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月三十一日
東京都千代田区大手町一丁目三番1号
(甲) 全国農業協同組合連合会
代表理事事長 桑田 義文

(N) 神奈川県伊勢原市上柏屋二二〇番地
代表理事長 桑田 義文

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月十五日
掲載頁 五十八頁 (号外二二九号)

(N) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月十五日
掲載頁 五十八頁 (号外二二九号)

(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月十五日
掲載頁 五十九頁 (号外二二九号)

(N) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月十五日
掲載頁 五十九頁 (号外二二九号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十三頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項

に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定

しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十四頁 (号外第八十八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散するにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会

社法第七十九条第二項、乙は同第七

